

平成25年12月9日

保護者様

荒川区立尾久小学校  
校長 新井 裕

### 荒川区学校給食における食物アレルギー対応について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

お子様の食に関するアレルギー対応につきましては、ご家庭の協力をいただきながら学校といたしましても対応を進めているところです。

この度、荒川区教育委員会では、「荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針」を策定いたしました。

本指針では、食物アレルギー対応実施の判断基準、学校給食の調理・配膳の具体的な手順、アナフィラキシー発症後の対応に関するシュミレーションの実施など、児童の命を守る取り組みを示しております。

詳細は区のホームページ等でご確認いただきたいと存じますが、この指針を受け、本校では下記にて対応を進めることと致しますのでご理解をお願いいたします。

### 記

本年度12月以降、本校の学校給食における食物アレルギー対応は、以下の通りといたします。

- 1 食物アレルギー対応の判断基準について。
  - (1) 医師により、食物アレルギーと診断されていること。なお、診断前は原則として代替食を持参する。
  - (2) 家庭の食事において、食物アレルギーの配慮がなされていること。
  - (3) 学校給食において、対応が可能であること。
- 2 給食の提供方法は、除去食対応を基本とし、学校給食で対応ができない場合は、家庭から代替食を持参する。
- 3 除去食がある場合は、当該児童の献立の全てにわたり、おかわりを禁止する。
- 4 食物アレルギー対応に係る給食費の返還・追加徴収は行わない。但し、飲料牛乳のみを除去する場合は返金対象とする。

これまでと同様にご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、ご不明な点は担当までご一報願います。

【連絡先】 荒川区教育委員会学務課学事第二係 学校給食担当  
TEL 3802-3111 内線3336

【問い合わせ】 尾久小学校 副校長 武笠 仁美  
栄養士 飯塚あや子  
TEL 3893-7894